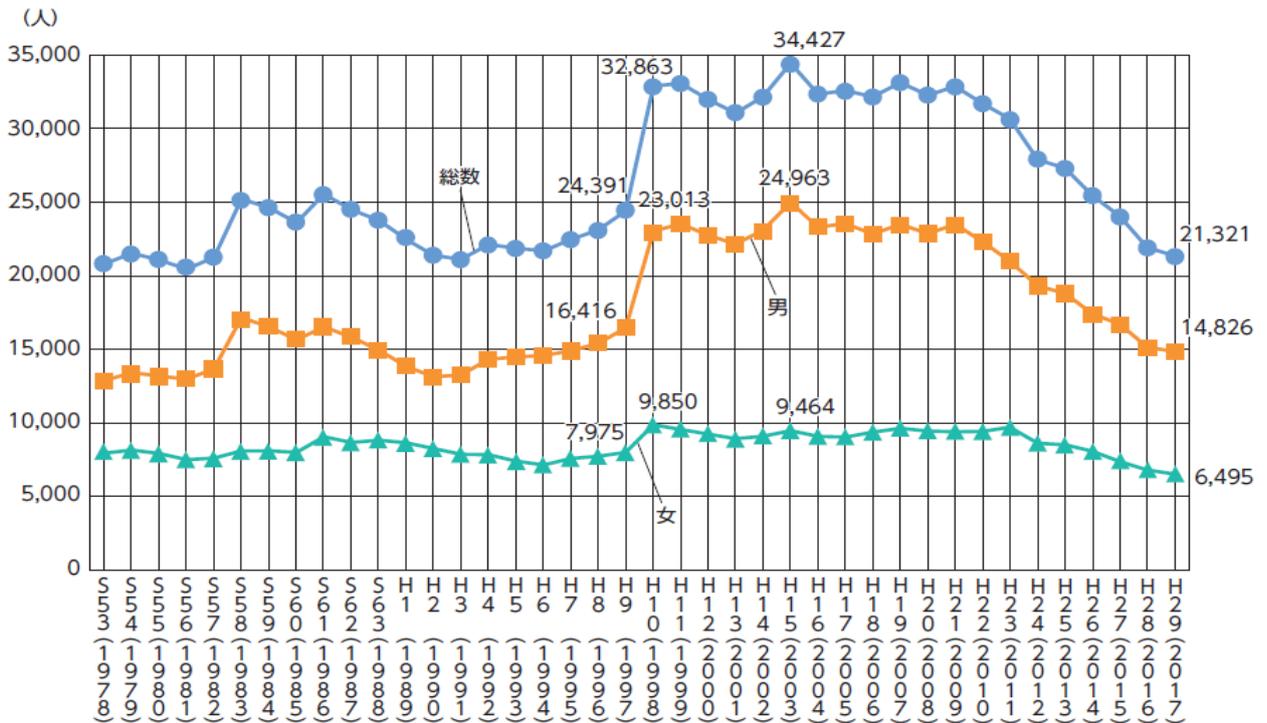


自殺対策計画策定の背景

1 日本の自殺者数の推移

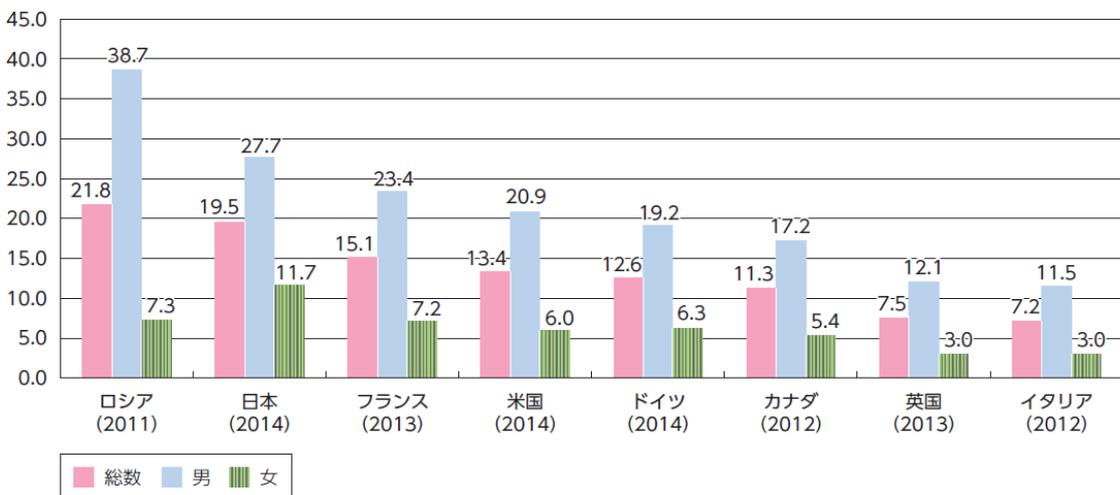
- 警察庁の自殺統計によると、全国の自殺者数は、平成 10 年（1998 年）以降、14 年連続して 3 万人を超える状態が続いた。
- 平成 22 年（2010 年）以降は、減少を続けているが、年間 2 万人を超えている。
- 自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は、男女ともに、主要国の中で高い水準。

□ 自殺者数の推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

□ 主要国の自殺死亡率



資料：世界保健機関資料（2016年12月）より厚生労働省自殺対策推進室作成

2 自殺対策の経緯

国	北海道	小樽市
平成18年 自殺対策基本法施行 平成19年 自殺総合対策大綱の策定		
平成24年 自殺総合対策大綱の見直し	平成20年 北海道自殺対策行動計画の策定	
平成28年 改正自殺対策基本法施行	平成25年 北海道自殺対策行動計画の策定	
平成29年 新たな自殺総合対策大綱の策定	平成30年 北海道自殺対策行動計画の策定	平成30年 小樽市自殺対策計画の策定

平成18年 自殺対策基本法の施行

国を挙げて自殺対策を総合的に推進していくことを目的に制定。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになった。

平成19年 自殺総合対策大綱の策定

- 自殺対策の指針として策定
- 自殺に対する3つの基本的認識が示された。
 - ①自殺は追い込まれた末の死である
 - ②自殺は防ぐことができる
 - ③自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している
- 自殺対策の数値目標の設定・・・平成28年までに自殺死亡率を平成17年(24.2)と比べて20%以上の減少。

⇒平成27年の自殺死亡率は、18.5で平成17年時点から23.6%の減少となっており、目標を達成。

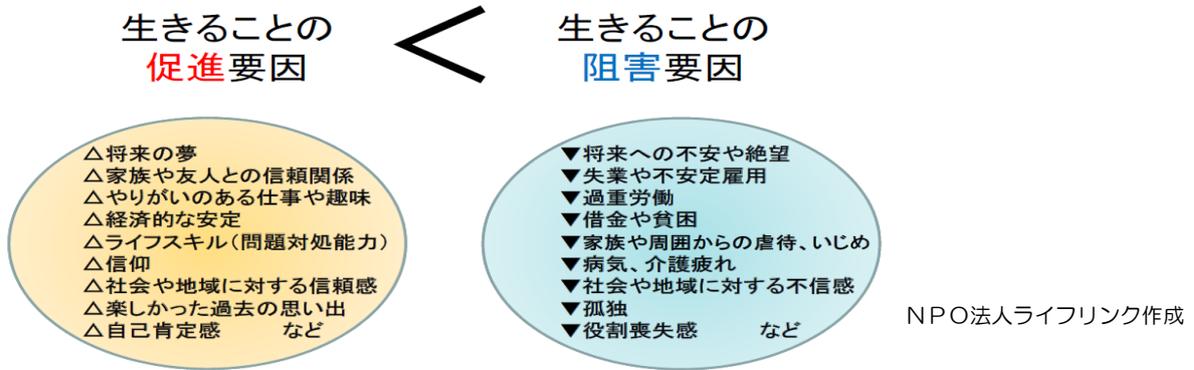
平成24年 自殺総合対策大綱の見直し

- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」という目指すべき社会が提示された。
- 地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換が指摘された。

平成28年 自殺対策基本法の改正

- ① 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこと」が目的として追加。
- ② 自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきであることが基本理念に明記。
- ③ 全ての都道府県及び市町村に、自殺総合対策大綱や地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定することとされた。

- ① 自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進する。
- ② 地域レベルの実践的な取組を更に推進していく。



3 自殺対策の方向性

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

背景にある要因

精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや、孤立など

自殺は

「誰にでも起こり得る危機」である

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関係施策との有機的な連携を図り「生きることの包括的な支援」として実施していく

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す

自殺対策は、生き心地のよい地域をつくること。地域づくりといえる。